

個人情報保護法の3年ごと見直し および個人情報保護委員会に 対する意見

2024年5月30日

(一社) 日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会

- I. 総論：個人情報保護法に対する要望
- II. 各論：「検討の方向性①～③」に対する課題認識
- III. 新技術への対応、新技術の活用
- IV. 個人情報保護委員会に対する要望

I. 総論：個人情報保護法に対する要望

- Society 5.0 for SDG の実現には、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠。しかし、様々なステークホルダー間や越境のデータ連携は道半ば
- データの適正な利活用によって、生活者価値を向上させるとともに、中長期的な企業価値を創出することを通じて、わが国経済社会を活性化させることが極めて重要。持続可能性という観点からは、新たな産業の創出等を可能とするエコシステムが不可欠
- 個人に関する情報区分の複雑化、各国・地域のデータ保護法制の相違、技術の進化による新たなリスクなど、保護と活用のバランスに係る複雑化に伴い、事業者の負荷が拡大
- 本検討を契機として、デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータの利活用に関する俯瞰的な規律のあり方について、議論が深化することを歓迎
- 但し、今回の見直しのタイミングで数多の論点をすべて網羅的に議論し尽すことは困難。3年ごとの見直しという年限に形式的にとらわれることなく、丁寧かつ継続的な検討が必須

II. 各論：「検討の方向性①～③」に 対する課題認識

1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(1) 不適正利用、不適正取得

- 不適正利用、不適正取得については、企業に過度な萎縮効果を生じさせないよう新たな技術の適用領域を斟酌し、範囲の明確化や適切な例示を行うべき

(2) 子どもの権益保護

- 子どもの権益保護は重要。事業者の負担や活用とのバランス等も十分考慮の上、個人情報法のカラダに留まらず包括的な議論が必要

(3) 協力要請等への対応

- 金融犯罪の防止目的など、第三者提供が必要なケースや警察等からの協力要請に対応する際の開示対象データの定義等を明確化すべき

(4) 生体データ

- 生体データはその利用用途によって本人の権利利益に与える影響が異なることに留意する必要
- このため、具体的な利用用途や既に実装されているケースへの影響等も斟酌し、生体データ利用が本人の権利利益に与える影響に関する社会的コンセンサスを形成しつつ、適切な規制の在り方につき時間をかけて丁寧に議論すべき

2. 実効性のある監視・監督の在り方①

(1) 漏えい等事案の報告や本人通知の在り方

- 漏えい等報告の目的と効果が不明
- 事業者は、漏えい等報告や本人への通知に相当のリソースを割かざるを得ず。とりわけ「漏えいのおそれ」に該当するか否か判断する際、自ずと報告対象が広がり、過度な負担が発生
- まずは、本法に基づく漏えい等報告によってこれまで蓄積されたデータベース（例：漏えい等報告の実態や報告の活用状況等）を踏まえ、エビデンスに基づき、検証した結果を公表すべき
- その上で、制度の趣旨・目的に照らし、リスクベースアプローチによる合理的な範囲に報告対象を絞り込み、個人の権利利益が侵害されない場合の本人通知は不要とするなど、事業者負担に配慮し、現行制度の在り方を見直すべき

課題例：

- ① 「おそれのある事案」の定義、一定の条件等の例示
 - ② 「財産的被害が生じるおそれ」の定義の明確化、事例の充実
 - ③ 実態を踏まえた報告期限の見直し
 - ④ 責任の所在に応じた報告義務の差別化
 - ⑤ 不正の目的の漏えいにおける報告頻度の見直し
 - ⑥ 漏えい先で特定の個人を識別できない場合の漏えい報告、本人通知義務の見直し
 - ⑦ データ主体に確実に到達する手段がない場合の本人通知の在り方
- 等

(参考) 企業から寄せられた具体的な課題

- 特にサイバー攻撃においてすべからく「おそれのある事案」を報告することは過度な負担。「おそれのある事案」の定義や一定の条件等を提示すべき
- 「不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」の報告対象について、これまで判明した漏えい等の発生状況等を分析した上で、それでもなお1件でも報告対象とすべきか慎重に検討すべき
- 報告期限の「速やか」の目安については個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3~5日以内とされているが、過去の報告内容を分析し適切に見直すべき
- 本人の権利利益保護の要請がない場合や特定の個人を識別できないケース、本人に確実に到達する手段がないケース等における漏えい等報告、本人通知義務を適切に見直すべき
- 技術や状況を総合的に勘案し第三者に閲覧等されていないと評価できる案件について「第三者に閲覧されていないことが確実に100%保証されるか」というゼロリスクではなく、状況に応じて合理的・合目的的に評価すべき
- 1件でも本人通知できない場合には公表しなければならない運用について、公表が求められるケースを重大な権利利益の侵害が生じるおそれがある場合に限定すべき
- 漏えい報告がサンクションとして捉えられる誤解もあることから、報告の円滑化の観点から報告義務の趣旨を明確にし、慎重に判断すべき
- 他者に帰責性があるケースに配慮すべき

2. 実効性のある監視・監督の在り方③

(2) 権限行使の透明性

- 行政調査や行政指導、公表といった権限行使の基準や手続きを透明化すべき

(3) 課徴金および団体訴訟制度

- 小規模事業者を含め、企業の個人データの活用を委縮させるおそれがあることから、個人情報保護法への課徴金および団体訴訟制度の導入には、強く反対

(1) 本人同意を要しない第三者提供・利活用

- 個人の権利利益の保護とデータ利活用を実質的に両立する観点からは、同意取得の例外が認められる範囲を見直し、契約履行や正当な利益を目的とした場合など、本人同意によらない方法での第三者提供や利活用の在り方を検討すべき
 - (例) クレジットカード不正や不正送金等の不正検知機能を高めるための第三者提供・情報共有の在り方等
- また、ヘルスケア分野については、本人の権利保護を担保する策を適切に講じつつ、入口規制から出口規制へ転換すべき
- とりわけEHDS (European Health Data Space) によりヘルスケア分野におけるデータ利活用に関する制度整備を進めるEUの動き等も参考にしつつ、必ずしも同意ではなく、データ管理機関やデータ利用者への監督等により、個人の権利利益を保護する制度の在り方も検討すべき

(2) 施行規則 / ガイドライン / Q&A

- 日々進歩する技術や新しいサービスの調査、事業者の実務や課題の継続的な把握により、適時適切に内容をアップデートすべき。また、明記することで適切な利活用が促進する、もしくは事業者の負荷が軽減される視点からのアップデートが望ましい
- 施行規則やガイドライン、Q&Aの更新に伴い、事業者に影響を及ぼす可能性がある場合は事前のコミュニケーションが必須

(3) 認証制度等の活用

- 個人データの利活用を促進するため、個人情報を適切に取り扱う事業者を認証する制度を活用し、認証を得た事業者に対しインセンティブを付与するなど、実益のある制度を設計すべき

(参考) ガイドライン / Q&Aについて企業から寄せられた具体的な課題

- いわゆる「クラウド例外」については、現在のQ&Aのアプローチに基づいて実務に定着し有効に機能しているところ、追加の条件等の付加には慎重を期し実務上の混乱なきよう進めるべき
- 個人情報保護委員会は事業者間の各種契約の記載例の提示などの支援を行うべき。記載例については、事業者の自主的な取組みを尊重し、定型的な契約文言を一律に強制しない旨、明記すべき
- 委託先が委託の範囲内で作成した統計情報を自社のために利用することなど、第三者提供の同意が取得できないケースにおける統計情報の活用に関する明確化
- 学術研究目的において個人データの第三者提供同意等の適用除外となるケースの例示の充実
- リモート手続きが増加している現状を踏まえ、金融分野で制限される口頭での同意を認める記載
- 匿名加工情報については、作成後、都度の公表ではなく、事前・包括的な公表も可能とする旨の明記
- 予め従業員からの包括的な同意を得ている範囲で、当該法人が従業員の個人データを第三者提供する際の取扱いの明記
- グループ会社間の個人データの第三者提供について、別途トレーサビリティが確保可能な場合には記録作成・保存義務及び個人データの受領に係る確認義務・記録作成義務が不要となることの明記。及び開示請求対象からの除外

Ⅲ. 新技術への対応、新技術の活用

(1) プライバシー保護技術 (PETs)

- 秘密計算等のプライバシー強化技術による個人の権利利益の保護は実効性の高い施策であり、社会実装の促進に向けた運用体制や基準の検討、法制度の在り方も検討すべき
- 一定の保護がなされている個人情報第三者提供の規律緩和（秘密計算技術等により個人識別性を排除した上で、統計処理やAIモデル作成等を目的とする場合、研究開発や新たな価値創造を行う場合等）

(2) 生成AI等

- AIやクラウドサービス等の新しい技術の実装に係る個人の権利利益への影響については、初期段階から広範な関係事業者を包含した検討を行うべき
- 個人の権利利益の保護や事業者の負荷軽減に資するガイドラインやQ&Aの充実、適宜修正は歓迎。生成AIなど日進月歩で発展する新しい技術については、関係事業者も交えた検討を進めつつ、イノベーションや健全な成長を阻害することがないように、ガイドライン等の記載は必要最小限にとどめるべき
- 自動運転や映像解析AIの高度化、その他社会課題の解決に期待されるカメラ映像の大規模な収集・活用が進まず。目的や対象データに応じた取り扱いに関するガイドライン等の充実に加え、産官学間の流通や集約に向けた法制度や仕組みを検討すべき

IV. 個人情報保護委員会に対する要望

個人情報保護委員会に対する要望①

1. 個人データの保護と利活用に関する規律のグランドデザイン

- 政府は、技術の進展や国際的な動向、国の重点計画や各省庁の政策、事業者の実務や予見可能性、消費者の価値観の変化等に照らし、省庁横断的に、あらゆるステークホルダーと共に、中長期的なグランドデザインを検討すべき
- 個情委は、グランドデザインに基づく自らの政策・施策を立案・執行するとともに、PDCAを適切に回す仕組みを構築すべき

2. データ主体や社会の理解促進ならびに信頼獲得

- 個人情報法を「個人の権利利益の保護」と「データの円滑な利活用の推進」の双方を一元的にカバーする規範と位置付け、事業者やデータ主体が法の正しい理解を促進する取組みを強化すべき
- 適切な規律と執行、事業者の規律遵守と適正利用に向けた自主的な取組みの相互作用による信頼の好循環を形成すべき

個人情報保護委員会に対する要望②

3. 個人情報保護委員会の運営体制

- 3年ごと見直し等、国民全体、事業者全体への影響が大きい議論については公開形式で行う等、検討過程の透明性を高めるべき
- 個人情報委で蓄積されてきたデータ（漏えい等事案や報告等）については、十分なアセスメントを行った上で、事業者を含むステークホルダーに広く還元すべき
- 諸外国・地域の法制度に関する情報提供の充実、適時適切なアップデートをすべき
- 事業者が利用しやすい相談窓口の整備・拡充すべき

例：

- 相談ダイヤルの充実（現体制では相談対応／解決できないケースも）
- FAQ（よくある質問や回答等）の公開

4. 国際的なハーモナイゼーションに向けた取組み強化

- グローバルCBPRやDFFT（IAP等）等につき、有機的かつ実効的に推進する観点から、省庁間・官民・国際連携の具体的方策を検討すべき
- データローカライゼーションの抑止やガバメントアクセスの在り方につき、検討を深めるべき
- 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定する国の拡充を検討すべき

Keidanren
Policy & Action